

＜令和 8 年度版＞

狛江市児童発達支援センター 事業案内



狛江市

狛江市児童発達支援センター

事業概要

1 設置運営

運営主体 狛江市

受託事業者 社会福祉法人 雲柱社

所在地 狛江市元和泉一丁目 11 番 11 号

狛江市子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）内 2 階

2 事業内容

☆年齢については、令和 8 年 4 月 2 日を基準とします。

< 1 > 通所支援（児童発達支援）

◆クラス編成

（1）週 5 日通所クラス（児童福祉法内事業）

内 容 集団参加において環境設定や関わり方に配慮が必要なお子さまに週 5 日の療育を行います。給食の提供を行います。必要に応じて専門職による個別指導も行います。

対 象 ① 2 歳児・3 歳児
② 3 歳児から 5 歳児

* 児童発達支援の支給決定をされたお子さま

利 用 日 月曜日から金曜日の週 5 日

利用時間 ① 午前 9 時 45 分から午後 1 時 15 分まで
② 午前 9 時 30 分から午後 2 時まで

利用料金 利用者負担は世帯収入に関わらず無償です。
また、給食費も、市が独自に負担しているため無償となっています。
ただし、行事等の実費負担はあります。

定 員 各 7 人 ※応募状況により変更になる場合があります。

1 日の流れ （例）2 歳児・3 歳児

時 刻	1 日の流れ
9：45	登園・朝の支度・自由遊び
10：15	朝の会
10：45	集団活動（リズム運動・感覚遊びなど）
11：30	給食・自由遊び
12：50	帰りの会・振返り
13：15	降園

1日の流れ (例) 3歳児から5歳児

時 刻	1日の流れ
9:30	登園・朝の支度・自由遊び
10:00	朝の会
10:30	集団活動（リズム運動・感覚遊びなど）
11:30	給食・歯磨き・自由遊び
12:50	集団活動（ゲームなど）
13:40	帰りの会・振返り
14:00	降園

(2) 並行通所クラス（児童福祉法内事業）

内 容	幼稚園や保育園等に通園しながら、療育の必要性があると判断されたお子さまを対象とする療育プログラムを行います。 必要に応じて専門職による個別指導を行います。
対 象	3歳児から5歳児 ＊児童発達支援の支給決定をされたお子さま
利 用 日	月・水・木・金曜日のうち週1日の集団指導
利用時間	午後2時30分から午後4時30分まで
利用料金	3歳児以上の未就学児童は幼児教育無償化により、 利用料金の自己負担はありませんが、活動等での実費負担があります。
定 員	1日6人※応募状況により変更になる場合があります。

1日の流れ (例)

時 刻	1日の流れ
14:15	登園・支度
14:30	はじまりの会
14:45	集団活動（運動・机上活動・ゲームなど）
16:00	振り返り
16:30	降園

(3) 外来訓練クラス（児童福祉法外・市独自事業）

①親子プログラム（集団）※応募状況により変更になる場合があります。	
内 容	保育園や幼稚園等に通う前の親子を対象に、親子のふれあいを楽しみながら、感覚やコミュニケーション等の発達を促すプログラムを行います。
対 象	①0歳児から2歳児
利 用 日	平日のうちの週1日
利用時間	午前10時～正午
利用料金	1回1,200円（法内給付額の1割に準ずる額） ※課税世帯の方は1,200円、非課税世帯・生活保護世帯の方は無料。
定 員	1日4組程度
②個別	

内 容 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士が、お子さまの状況に合わせて、個別の訓練を行います。

対 象 2歳児から5歳児もしくは0、1歳児で診断名があるお子さま

利 用 日 月1日から2日、1回60分（目安）

利用料金 1回1,200円（法内給付額の1割に準ずる額）
※課税世帯の方は1,200円、非課税世帯・生活保護世帯の方は無料。

<2>学齢期対象事業（児童福祉法外事業）

内 容 小学生・中学生・高校生を対象に、作業療法士が個別機能訓練を行います。

対 象 小学生から18歳未満の学齢期児童
※児童発達支援の支給決定を受けていないお子さま

利 用 日 月1回、半年、1日60分（目安）

利用料金 1回1,200円（法内給付額の1割に準ずる額）

定 員 半年ごとに各8人

<3>保育所等訪問支援（児童福祉法内事業）

保育園や幼稚園等で集団生活を送ることが困難な18歳未満のお子さまに対して、ご家族からの依頼に基づき、園等を訪問して本人の特性に応じた支援を行います。

※対象は児童発達支援の支給決定児童

<4>相談事業

0～18歳未満のお子さまやその家族等を対象に、相談を受けます。

- ・一般相談（心身の発達や環境への適応に関するあらゆる相談）
- ・専門相談（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士による継続相談）
- ・障がい児相談支援（福祉サービスの利用に関する相談）

<5>保護者支援・研修・啓発事業

できるだけクラスの活動を見ていただき、お子さまへの関わり方について相談させていただきます。また、市民・保護者向けの研修講座や先輩保護者との懇親会、各種勉強会、ペアレントプログラム等を幅広く行っていきます。

<問い合わせ先>

狛江市児童発達支援センター 電話 03-5761-9085（直通）
FAX 03-5761-9089